

## 第 15 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部47の項事務の欄中「、第68条の69第3項第5号イ若しくは同項第7号イ」を削り、同部48の項事務の欄中「又は第68条の69第3項第6号若しくは同項第7号ロ」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都台東区手数料条例別表第2の4建築の部47の項及び48の項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ、第6号、第7号イ及び同号ロに規定する認定の申請に対する審査については、なおその効力を有する。